

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第	号
------	-------	---

氏 名 杉田 智美

論 文 題 目

近代日本語文学における〈文学場〉の成立  
——言葉を分有する方法——

論文審査担当者

主査 名古屋大学 教授 坪井秀人

委員 名古屋大学 教授 池内 敏

委員 名古屋大学 准教授 日比嘉高

委員 鳥取大学 准教授 北川扶生子

## 論文審査の結果の要旨

### [本論文の概要]

本論文は、1900年前後以降、書き言葉としての日本語が〈文学〉という制度とともにどのように形成されたのか、近代日本語の書き言葉としての定着過程に文学者と文壇がどのように主体として関わり、それが文学の外部に拡がる社会や共同体とどのように交差しているのかについて考察を行ったものである。全体は序論と終章を別に全11章から成り、それを三部で構成している。このうち5篇の論文が審査付き学術雑誌に発表された論文である。

第一部では、文学を成立させる言葉が、書くという行為を通じてどのように階層化されていくかが考察されている。第1章では、『ホトトギス』の唱道した写生、特に坂本四方太の試みに焦点をあて、1900年以前から継続する言文一致運動における話し言葉を写す方法に着目して、江戸語と東京語の間の連続／断絶という視点から〈写生〉という営為によって行われる〈記録〉がどのような意味を持っていたのかについて論じている。第2章・第3章では夏目漱石の最初の長編新聞小説『虞美人草』を取り上げ、漢詩漢文と英語という近代化に関わる二つの言語体系を軸に、表象においてジェンダー間で言語的に階層性が構築される過程について論究するとともに、作中の登山のトピックが男同士の絆（セジウィック）の分有を確認する行為であったことが指摘される。第4章では同じく夏目の『三四郎』が取り上げられ、作中人物の与次郎の分析を媒介に〈本郷文化圏〉の男性中心的な論理について考察する。第5章ではメディアのオリンピック報道に見られる女性水泳選手の表象から女性の身体がどのように対象化されているかを批判的に論じる。

第二部では作家や知識人の死後に編纂される〈遺稿集〉が取り上げられ、夏目漱石の作品やその死に関わる文学表象の問題が論及される。第6章では夏目の『こころ』と夭折した大正期教養主義の批評家・魚住折蘆の遺稿の関係について、第7章では夏目の死に立ち会った久米正雄などの門下たちが夏目の死をどのように作品化したかが分析される。第8章では妻の死を悼んで有島武郎が刊行した遺稿集『松むし』を取り上げ、その背後にある作家の人格主義の問題性を検討する。

第三部では、1945年以前の帝国日本が植民地で展開した同化政策の中で、日本に編制されようとしていた〈他者〉の記録と再生の問題が追究される。第9章では、画家青山熊治と言語学者金田一京助を例に、アイヌのアイデンティティが異なる文化的コードのもとで記録・再生する側の欲望を反映させながら表象される過程を論じている。第10章では白樺派の標榜するヒューマニズムの質をも批判的に再検討しながら、1920年代に柳宗悦や浅川巧らが朝鮮を言説化するにあたって生じた〈語りの主体化〉と〈文学場の政治性〉の問題について考察を加える。第11章では植民地期台湾の閩南系漢民族の少女、黄氏鳳姿が〈綴方〉を通して内地の児童文学や綴方運動などの文壇力学に包摂されていく過程を実証的に跡づけている。

## 論文審査の結果の要旨

### [本論文の評価]

本論文の特徴は、表題に示された〈近代日本語文学〉と〈文学場〉という二つの用語に最もよくあらわれている。〈日本語文学〉という領域設定は、植民地統治期の台湾や朝鮮あるいはアイヌ等の非日本語母語者による日本語創作に対して行われることが多い。本論文も第三部でアイヌの知里幸恵や台湾の閩南系漢民族の少女、黄氏鳳姿に照明を当てているが、著者はここで日本語文学という領域を植民地主義の言語表現の問題にのみ適用させようとしているわけではない。20世紀初頭の近代文学における写生や言文一致、風景描写など種々の営みを、変容過程にあった流動的で不安定な日本語による〈書く〉営みとして〈日本語文学〉を捉え、それを批判的に再検討している。

国民語としての形成過程にあった明治期の日本語が近代文学の成立と不即不離の関係にあることは、近代小説や近代詩の歴史に照らしてみれば頷けるところだが、本論文は〈書く〉技術の開発が知的な編制としてジェンダーや児童教育、植民地統治といった様々な局面において非対称的な対関係を女性や子ども、被支配者たちに強制してきた様相を批判的に浮き彫りする。そこでもう一つの課題として検討されるのが文壇・文学サロンや作文教育などの〈文学場〉であった。本論文では〈文学場〉や〈分有〉に関わる概念規定が必ずしも厳密でない点が惜しまれるが、文学のシステムの展開をその中心と周縁の両面から記述しようとする問題意識には、批判理論の方法で近代文学研究に取り組む姿勢を示して説得力がある。

『ホトトギス』派の中で坂本四方太に光を当てた視点、夏目漱石の『虞美人草』や『三四郎』を作中人物の言語使用や学歴社会での位置取り（ポジショナリティ）から再解釈する視点は新鮮であり、第二部における魚住折蘆や有島武郎の妻の遺稿集に関する研究も、家族や関係者が行う〈編集〉の力学によって死者の書きのこしたテキストがどのように編制され演出されているかを明らかにした先駆的な意義を持つ。知里幸恵や黄氏鳳姿の語り書く行為を再評価する論考は、植民地主義の圧迫に置かれた少女という共通の主体を通して、言語的文化的な支配者である男性・知識人という複合的な権力の磁場のもとで、〈書く〉主体が〈書かせる〉権力の場において成立したものであることを明るみに出すことに成功している。

一方、誤記が散見されること、文章の細部において洗練されていない箇所が見られること、理論的な構えが強調されすぎて論理構成と各章の結論が時に短絡的になっていること、視覚媒体等における女性や植民地における被支配者の表象のあり方や柳宗悦らの言説に対する批判がいささか紋切り型に陥りがちであること、映画作品の分析方法に工夫が求められることなど、さらに改善が望まれる点もいくつか指摘できるが、それらは本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上により、審査委員一同、本論文が博士（文学）の学位を授与するのにふさわしいものと判断した。